

防 火 管 理 体 制 に お け る
自 衛 消 防 訓 練 の 手 引 き

札 幌 市 消 防 局

目 次

本 編

第1	検証制度の概要	P. 1
1	検証制度とは	P. 1
2	検証制度の対象となる事業所等	P. 1
3	検証訓練の方法	P. 1
4	検証の実施に係るフローチャート	P. 2
第2	自衛消防訓練の検証要領 ～旅館・ホテル～	P. 3
1	事前設定	P. 3
2	出火場所の確認	P. 5
3	現場の確認	P. 6
4	消防機関への通報	P. 7
5	初期消火	P. 8
6	区画の形成	P. 9
7	避難誘導	P. 10
8	情報提供・応援要請	P. 12
第3	自衛消防訓練の検証要領 ～社会福祉施設・病院～	P. 13
1	事前設定	P. 13
2	出火場所の確認	P. 15
3	現場の確認	P. 16
4	消防機関への通報	P. 17
5	初期消火	P. 18
6	区画の形成	P. 19
7	避難誘導	P. 20
8	情報提供・応援要請	P. 21
9	その他	P. 22
第4	自衛消防訓練の検証要領 ～物品販売店舗～	P. 23
1	事前設定	P. 23
2	出火場所の確認	P. 25
3	現場の確認	P. 26

4	消防機関への通報	P. 27
5	初期消火	P. 28
6	区画の形成	P. 29
7	避難誘導	P. 30
8	情報提供・応援要請	P. 31
第5	夜間の防火管理体制を充実・強化するために	P. 33
1	検証に適合した場合	P. 33
2	検証に不適合の場合	P. 33
第6	検証制度に関連する取扱い	P. 36
1	検証訓練の取扱い	P. 36
2	検証訓練を実施する場合の届出	P. 36
3	自動火災報知設備の非火災報対策	P. 36
4	その他	P. 37

資料編

第1 旅館・ホテル

- 1 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料1-1
- 2 夜間の防火管理体制勤務状況表・・・・・・・・・・資料1-2
- 3 火災階の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料1-3
- 4 非火災階の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料1-4
- 5 出火場所の設定基準・・・・・・・・・・資料1-5
- 6 情報伝達範囲設定基準・・・・・・・・・・資料1-6
- 7 対応行動基準<1人用>・・・・・・・・・・資料1-7
- 8 対応行動基準<2人用>・・・・・・・・・・資料1-8
- 9 対応行動基準<3人用>・・・・・・・・・・資料1-9
- 10 対応行動基準<4人用>・・・・・・・・・・資料1-10
- 11 対応行動基準<5人用>・・・・・・・・・・資料1-11
- 12 非常放送の基準・・・・・・・・・・資料1-12
- 13 119番への通報基準・・・・・・・・・・資料1-13
- 14 情報伝達及び避難誘導基準・・・・・・・・・・資料1-14
- 15 夜間の防火管理体制検証結果書・・・・・・・・・・資料1-15
- 16 夜間の防火管理体制適合通知書・・・・・・・・・・資料1-16
- 17 夜間の防火管理体制改善通知書・・・・・・・・・・資料1-17
- 18 対応行動の改善に係る対策表・・・・・・・・・・資料1-18
- 19 夜間の防火管理体制改善計画書・・・・・・・・・・資料1-19

第2 社会福祉施設・病院

- 1 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-1
- 2 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-2
- 3 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-3
- 4 限界時間の設定基準・・・・・・・・・・資料2-4
- 5 出火区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-5
- 6 隣接区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-6
- 7 上階隣接区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-7
- 8 防火区画及び出火場所の設定基準・・・・・・・・・・資料2-8
- 9 対応行動基準<1人用>・・・・・・・・・・資料2-9

10	対応行動基準< 2人用>	資料 2-10
11	対応行動基準< 3人用>	資料 2-11
12	対応行動基準< 4人用>	資料 2-12
13	対応行動基準< 5人用>	資料 2-13
14	非常放送の基準	資料 2-14
15	119番への通報基準	資料 2-15
16	区画の形成基準	資料 2-16
17	情報伝達及び避難誘導の基準	資料 2-17
18	推定所要時間計算用紙	資料 2-18
19	夜間の防火管理体制検証結果書	資料 2-19
20	夜間の防火管理体制適合通知書	資料 2-20
21	夜間の防火管理体制改善通知書	資料 2-21
22	対応行動の改善に係る対策表	資料 2-22
23	夜間の防火管理体制改善計画書	資料 2-23

第3 物品販売店舗

1	夜間の防火管理体制実態調査記録表	資料 3-1
2	夜間の防火管理体制実態調査記録表	資料 3-2
3	限界時間の設定基準	資料 3-3
4	防火管理体制実態記録表	資料 3-4
5	出火場所の設定及び区画の形成基準	資料 3-5
6	対応行動基準	資料 3-6
7	対応行動基準	資料 3-7
8	情報伝達及び避難誘導等の基準	資料 3-8
9	消防機関への通報基準	資料 3-9
10	避難所要時間の計算要領	資料 3-10
11	避難時間計算用紙	資料 3-11
12	防火管理体制検証結果書	資料 3-12
13	防火管理体制適合通知書	資料 3-13
14	防火管理体制改善通知書	資料 3-14
15	対応行動の改善に係る対策表	資料 3-15
16	防火管理体制改善計画書	資料 3-16

第1 検証制度の概要

1 検証制度とは

検証制度の対象となる事業所等における防火安全の重要性に鑑み、防火管理体制の適正化を図るため、「対応行動※1」について検証し、確認する制度です。

※1 対応行動とは

検証制度の対象となる事業所等における勤務者により、火災発生時にとるべき初期消火、通報連絡、避難誘導等の最低限必要な行動

2 検証制度の対象となる事業所等

(1) 旅館・ホテル等

「旅館・ホテルにおける夜間の防火管理体制指導基準」に基づく訓練

(2) 社会福祉施設及び病院

「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導基準」に基づく訓練

(3) 物品販売店舗等

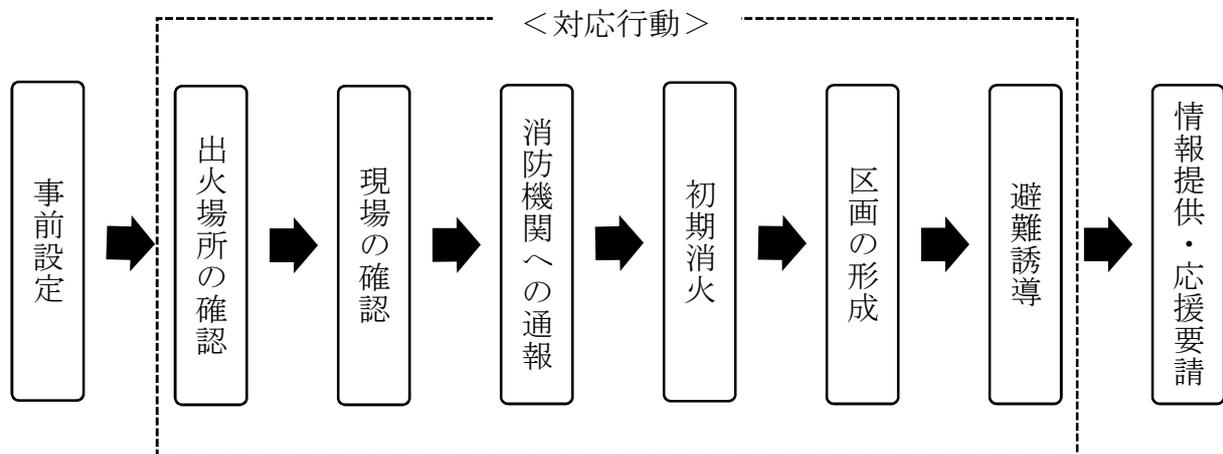
「物品販売店舗における防火管理体制指導基準」に基づく訓練

3 検証訓練の方法

対応行動が「限界時間※2」内に完了できたかどうか、また、その行動が適切かどうかを検証します。なお、検証訓練のフローチャートは以下のとおりです。

※2 限界時間とは

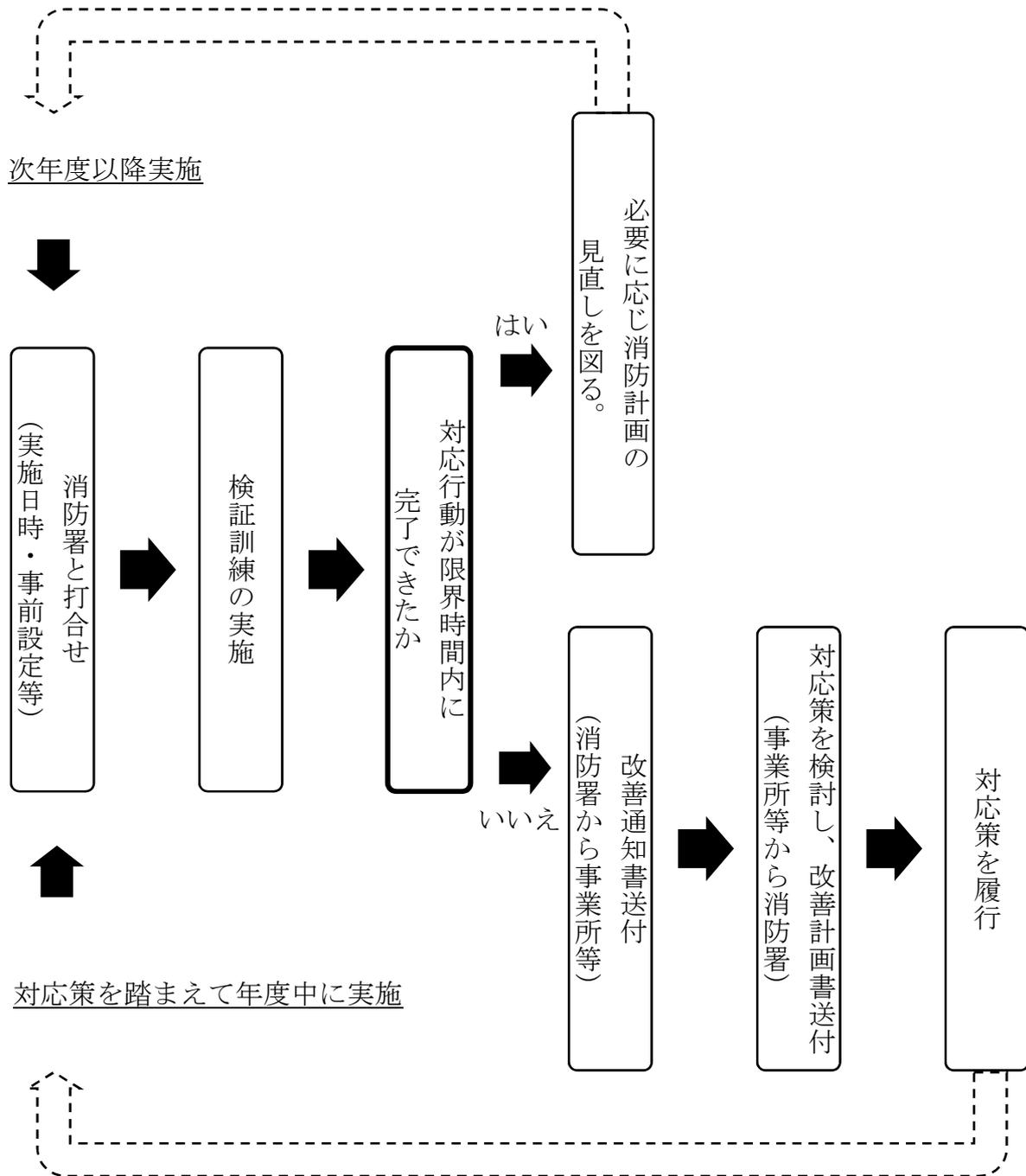
個々の検証対象物の建物構造、内装、消防用設備等及び防災器具の設置状況に応じて定める一定時間。訓練の種類に応じて定め方が異なります。



4 検証の実施に係るフローチャート

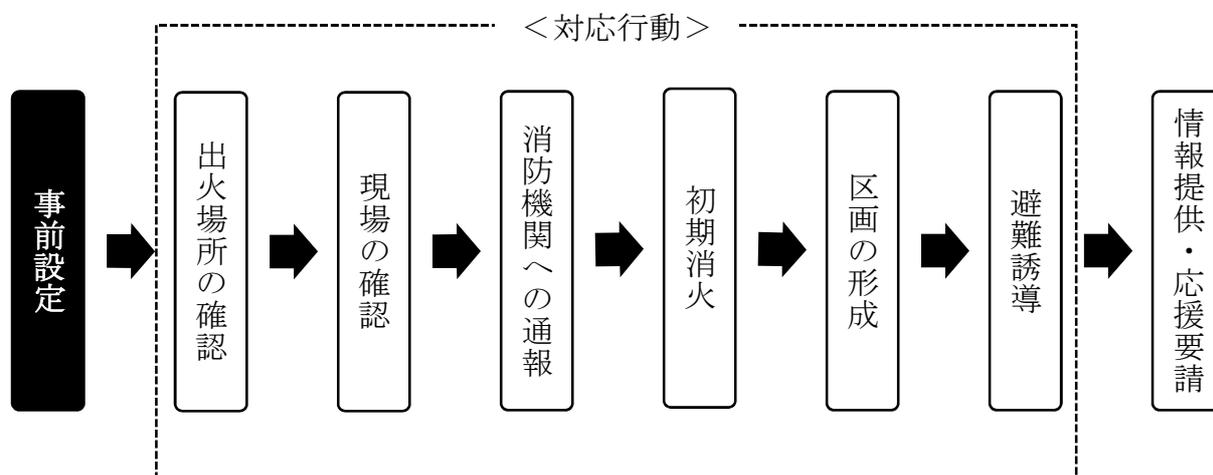
実施の際は、最寄りの消防署に連絡し、実施内容や日程等を事前調整して下さい。

※ 各消防署の連絡先はP37に掲載しております。



第2 自衛消防訓練の検証要領 ～旅館・ホテル～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）に記入します。なお、1(2)から(5)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

宿泊者の最大収容人員及び夜間の勤務体制において最少の人員となる勤務体制を確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「夜間の防火管理体制」欄及び夜間の防火管理体制勤務状況表（資料1-2）に記入します。

なお、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから宿泊客を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、火災が発生した階（火災階）及び火災階以外の階（非火災階）の限界時間を設定します。

なお、火災階は、火災階の限界時間設定基準（資料1-3）、非火災階は非火災階の限界時間設定基準（資料1-4）により設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(4) 出火場所の設定

出火場所の設定基準（資料1-5）により出火階及び出火室を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(5) 情報伝達範囲の設定

情報伝達範囲設定基準（資料1-6）により情報伝達範囲を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(6) 対応行動基準の確認

検証実施前に対応行動基準を確認します。

ア 夜間の勤務体制 1名（1番員：執務中）

対応行動基準（資料1-7）

イ 夜間の勤務体制 2名（1番員：執務中。2番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-8）

ウ 夜間の勤務体制 3名（1番員：執務中。2・3番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-9）

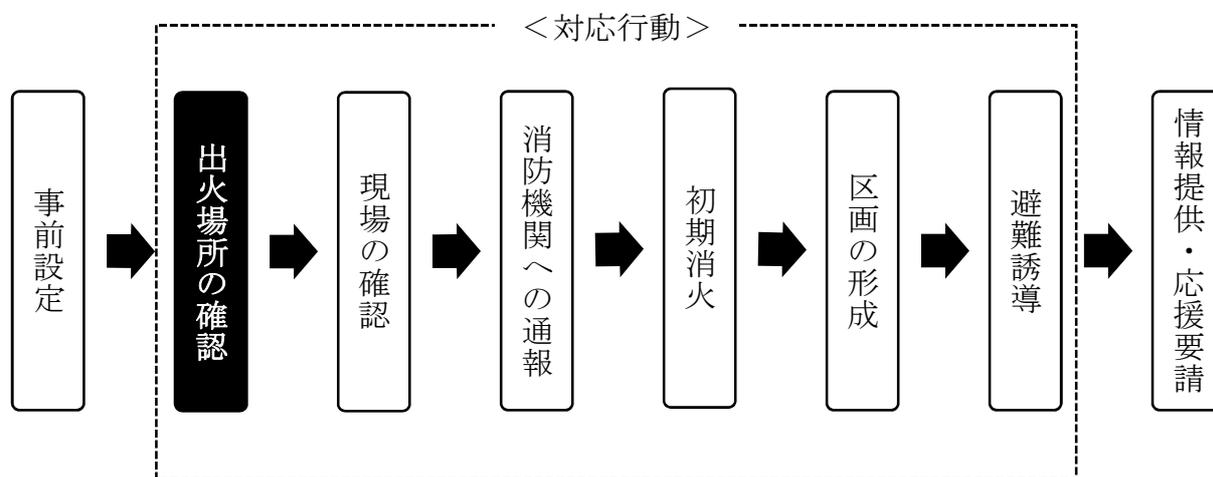
エ 夜間の勤務体制 4名（1番員：執務中。2・3・4番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-10）

オ 夜間の勤務体制 5名（1番員：執務中。2・3・4・5番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-11）

2 出火場所の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、フロントで待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

(「1(4)出火場所」の設定で設定した「出火室」の感知器を作動させます。)

ウ 1番員は火災地区灯(受信機で火災表示が点灯した場所)を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。(例:○階○側発報、○階○号室発報)

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

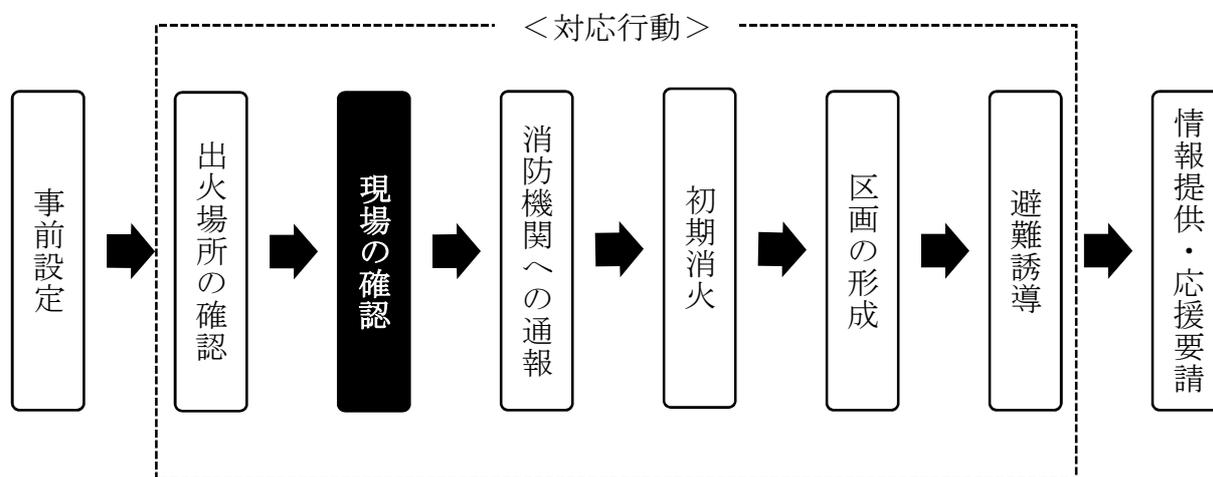
ア 1番員はフロント、1番員以外の者は仮眠室で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

(「1(4)出火場所」の設定で設定した「出火室」の感知器を作動させます。)

ウ 1番員は火災地区灯(受信機で火災表示が点灯した場所)を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。(例:○階○側発報、○階○号室発報)

3 現場の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、非常放送の基準（資料1-12）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。その後、発報場所に向かいます。

イ 1番員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 1番員は、待機している隊員を起こして、発報場所に向かうように指示します。

イ 指示された隊員は、発報場所を復唱し、向かいます。

ウ 1番員は、非常放送の基準（資料1-12）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。

エ 指示された隊員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(3) その他

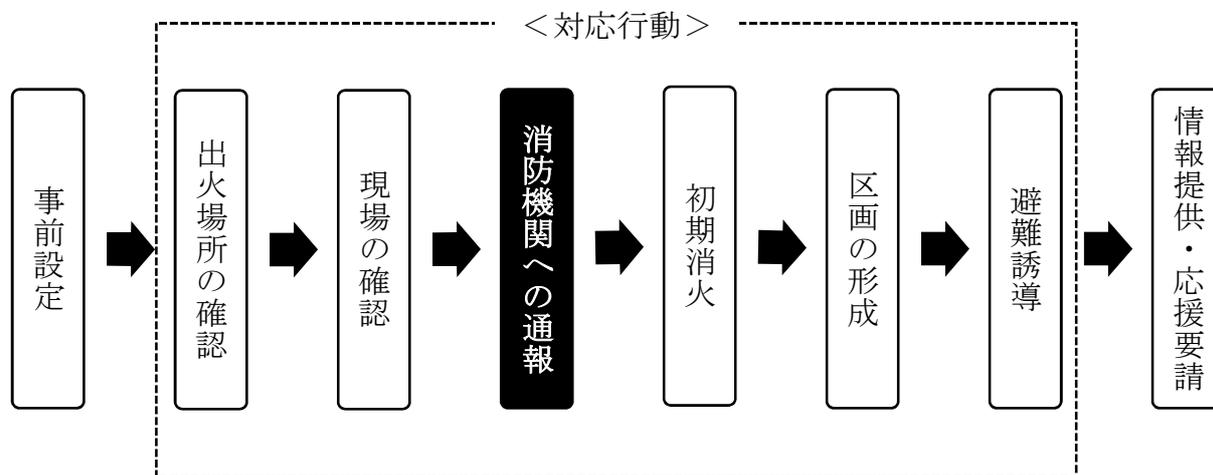
ア 仮眠待機場所で待機している場合は15秒経過後に行動します。

イ 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。

- ・非常用エレベーター・・・出火室のある階まで使用可能
- ・非常用エレベーター以外・・・出火階のすぐ下の階まで使用可能

（停電時最寄階停止装置付きに限ります。）

4 消防機関への通報



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、5(1)のとおり初期消火を実施後、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準(資料1-13)のとおりです。

イ 1番員は、非常放送の基準(資料1-12)のとおり非常放送(火災確認後)を行います。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 出火室を確認した者は、近くの内線電話、携帯電話等によりフロントに連絡します。

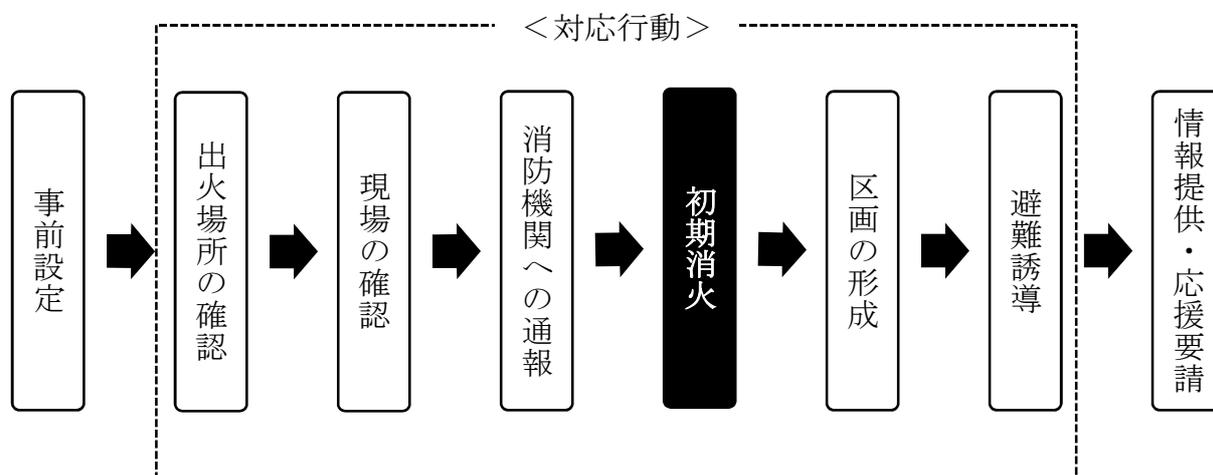
イ 連絡を受けた隊員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準(資料1-13)のとおりです。

ウ 1番員は、非常放送の基準(資料1-12)のとおり非常放送(火災確認後)を行います。

(3) その他

火災通報装置(所在地、名称等を自動的に通報する装置)が設置されている場合は、押しボタン(起動スイッチ)を押して下さい。

5 初期消火



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

1番員は、消火器又は屋内消火栓（1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

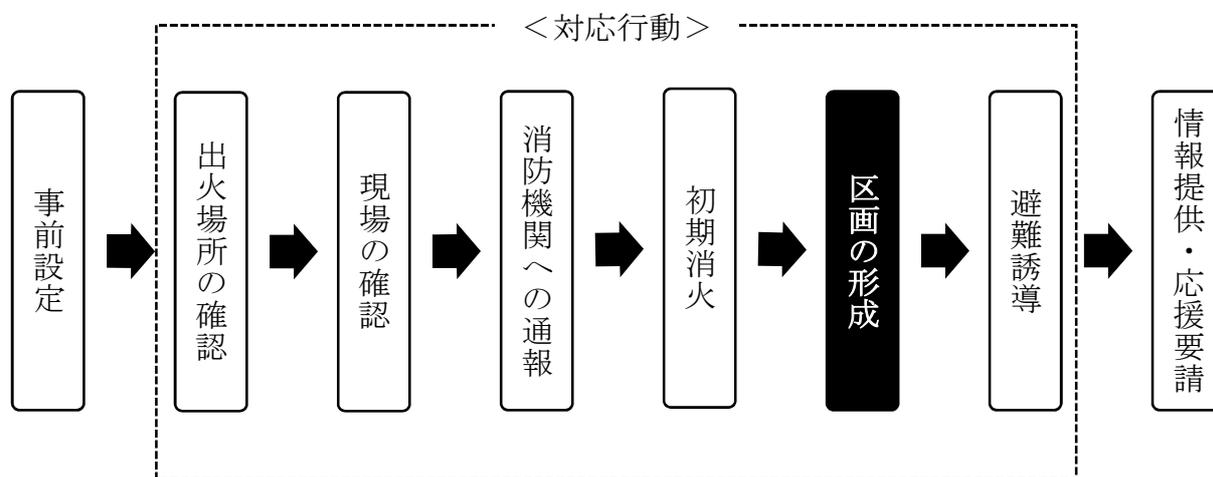
出火室を確認した者は、消火器又は屋内消火栓（消火担当が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(3) その他

ア 消火器は、放出体勢をとってから15秒間保持します。

イ 屋内消火栓設備の操作は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

6 区画の形成

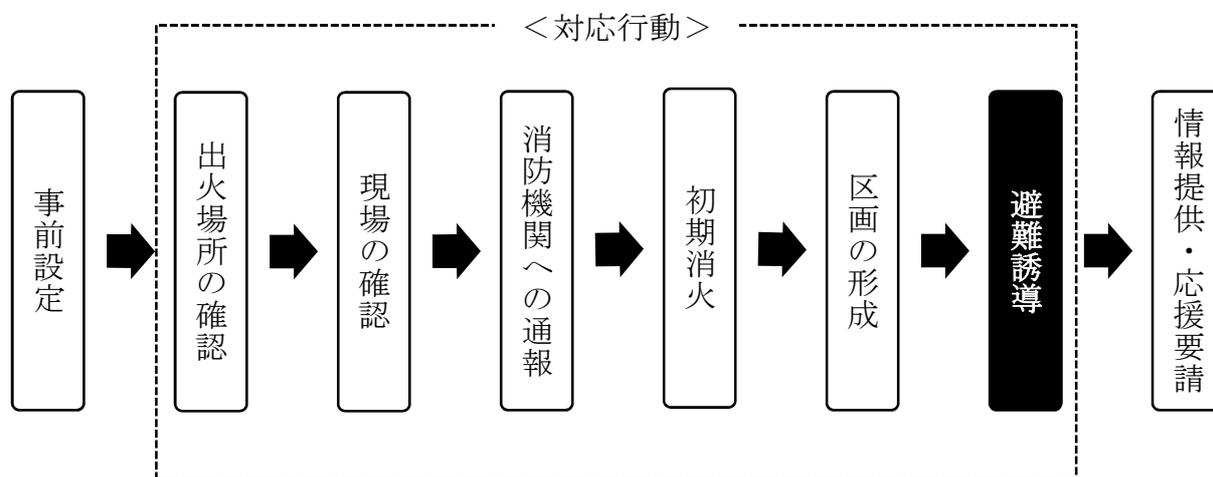


区画の形成

情報伝達及び避難誘導基準(資料1-14)のとおりドア等を閉鎖し、区画を形成します。

- (1) 出火室 : 火災確認後及び初期消火後、必ず閉める。
- (2) 出火室以外の客室 : 情報伝達後、必ず閉める。
- (3) 常時閉鎖式防火戸 : 閉鎖されていること。(訓練前に事前確認する。)
- (4) 煙感知器連動式防火戸 : 閉鎖障害がないこと。(訓練前に事前確認する。)
- (5) 熱感知器連動式防火戸 : 火災階の防火戸は、すべて手動で閉鎖する。また、火災階以外は、閉鎖障害がないこと。
- (6) 手動式防火戸 : 火災階以上の階のすべての防火戸を手動で閉鎖します。
(出火室を含む防火区画の上部階(堅穴区画内)に限ります。)

7 避難誘導



(1) 情報伝達

ア 情報伝達及び避難誘導基準（資料1-14）のとおり、情報伝達範囲設定基準（資料1-6）により設定した範囲内の全ての客室のドアを叩いて開け、内部に向かって「火事だー！」と叫びます。

イ 原則として出火場所に近い区画から順次行います。

(2) 避難誘導要領

情報伝達及び避難誘導基準（資料1-14）のとおり避難誘導を行います。

ア 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合

火災階以上の各階において、附室又は階段室の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫びます。

※ スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階

イ 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がない場合

(ア) 火災階及び直上階において、階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階（直接、地上へ出入りできる階）まで誘導する動作をそれぞれ行います。

(イ) 火災階の直上階より上の階において、階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階（直接、地上へ出入りできる階）まで誘導する動作を1回行います。

(3) 避難誘導場所

ア 耐火建築物の場合

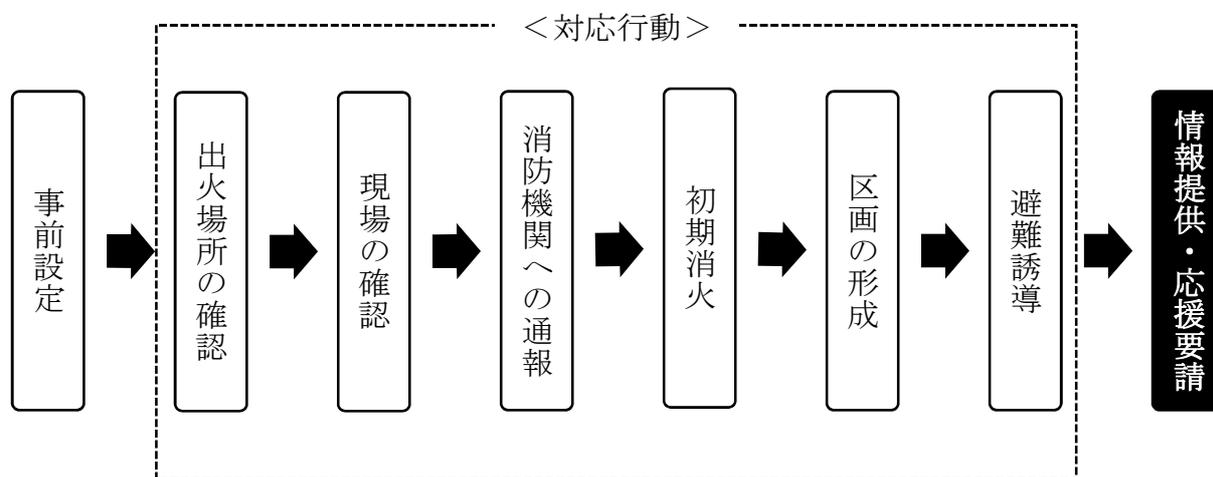
(ア) 特別避難階段の附室

(イ) 堅穴区画がなされている階段室

(ウ) 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ

イ 耐火建築物以外の場合は、安全な地上まで

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。なお、宿泊者名簿等があれば提供します。

- ア 出火場所 : 「〇〇階の〇〇室から出火しました。」
- イ 宿泊客の状況 : 「〇〇名、避難完了しました。」
- ウ 避難の状況 : 「〇〇名、〇〇に一時避難しています。」

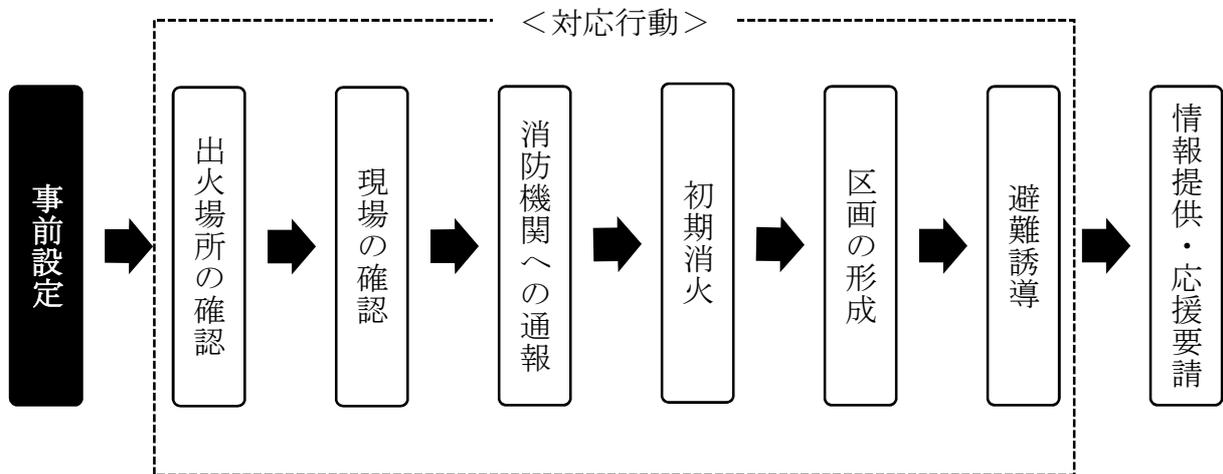
(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

第3 自衛消防訓練の検証要領 ～社会福祉施設及び病院～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）に記入します。なお、1(2)から(5)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

入所者数及び夜間の勤務体制において最少の人員となる勤務体制を確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）表中「入所者数等」欄、「各区画内の入所者数」欄及び「建築物の概要」欄、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-2）及び夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-3）に記入します。

なお、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから入所者を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、出火区画、隣接区画及び上階隣接区画の限界時間を限界時間の設定基準（資料2-4）により設定します。

なお、出火区画は、出火区画の限界時間設定基準（資料2-5）、隣接区画は、隣接区画の限界時間設定基準（資料2-6）、上階隣接区画は、上階隣接区画の限界時間設定基準（資料2-7）により設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）表中「出火場所及び限界時間」欄に記入します。

(4) 出火場所及び区画の設定

出火区画及び出火場所の設定基準（資料 2－8）により防火区画及び出火室を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料 2－1）表中「出火場所及び限界時間」欄及び夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料 2－2）に記入します。

(5) 対応行動基準の確認

検証実施前に対応行動基準を確認します。

ア 夜間の勤務体制 1名（A：執務中）

対応行動基準（資料 2－9）

イ 夜間の勤務体制 2名（A：執務中。B：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－10）

ウ 夜間の勤務体制 3名（A：執務中。B・C：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－11）

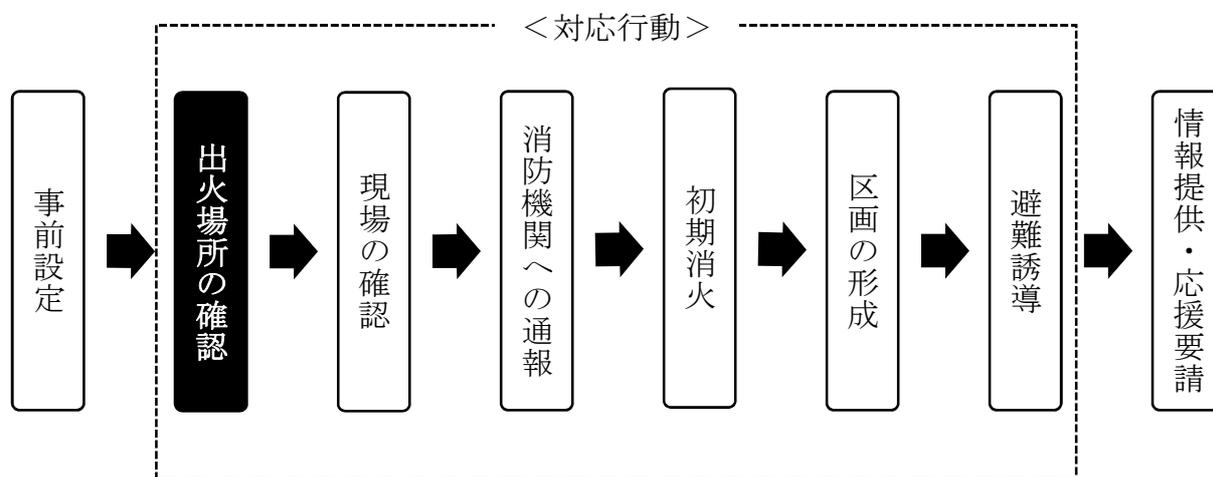
エ 夜間の勤務体制 4名（A：執務中。B・C・D：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－12）

オ 夜間の勤務体制 5名（A：執務中。B・C・D・E：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－13）

2 出火場所の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、夜間正規に勤務する場所（ナースステーション、事務所等）で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

（「1(4)出火場所の設定」で設定した「出火室」の感知器を作動させます。）

ウ Aは火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。（例：○階○側発報、○階○号室発報）

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

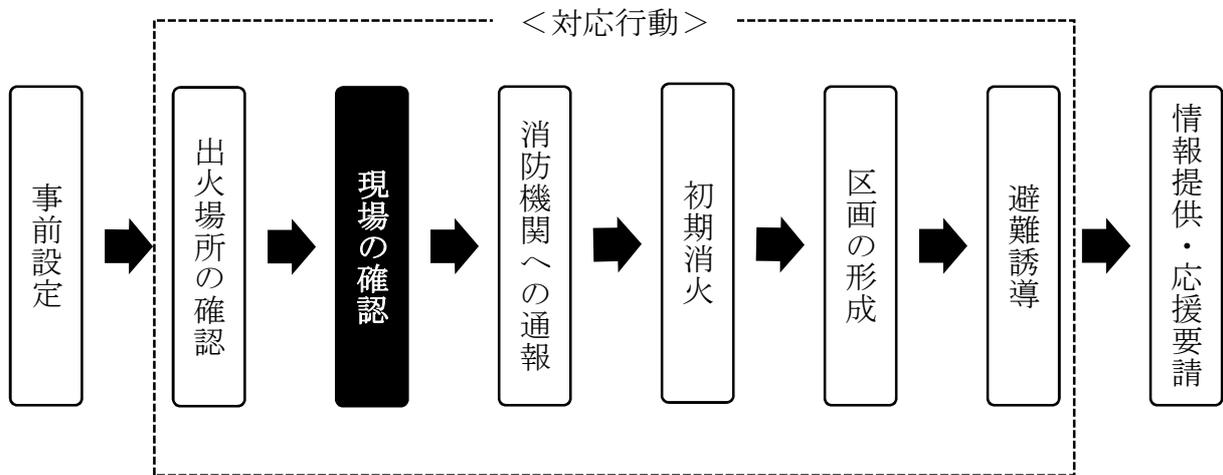
ア Aは、夜間正規に勤務する場所（ナースステーション、事務所等）、A以外の者は仮眠室で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

（「1(4)出火場所及び区画の設定」で設定した「出火室」の感知器を作動させます。）

ウ Aは、火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し2回、呼称します。（例：○階○側発報、○階○号室発報）

3 現場の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、非常放送の基準 (資料2-14) のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。その後、発報場所に向かいます。

イ Aは、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア Aは、待機している隊員を起こして、発報場所に向かうように指示します。

イ 指示された隊員は、発報場所を復唱し、向かいます。

ウ Aは、非常放送の基準 (資料2-14) のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。

エ 指示された隊員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(3) その他

ア 仮眠室で待機している場合は15秒経過後に行動します。

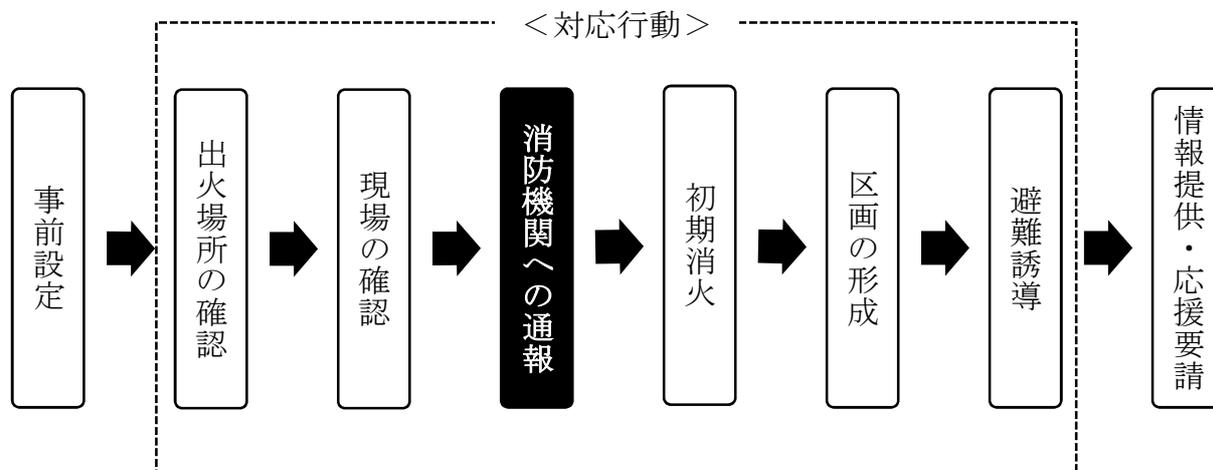
イ 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。

(ア) 非常用エレベーター・・・出火区画の階まで使用可能

(イ) 非常用エレベーター以外・・・出火階のすぐ下の階まで使用可能

(停電時最寄階停止装置付きに限ります。)

4 消防機関への通報



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準（資料2-15）のとおりです。

イ Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（火災確認後）を行います。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 出火室を確認した者は、近くの内線電話、携帯電話等によりフロントに連絡します。

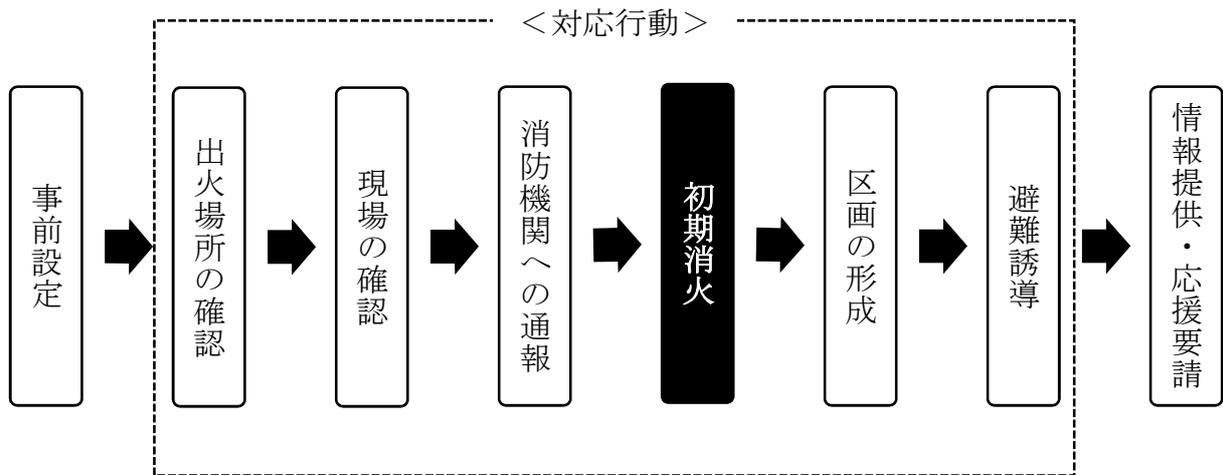
イ 連絡を受けた隊員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準（資料2-15）のとおりです。

ウ Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（火災確認後）を行います。

(3) その他

火災通報装置（所在地、名称等を自動的に通報する装置）が設置されている場合は、押しボタン（起動スイッチ）を押して下さい。

5 初期消火



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

Aは、消火器又は屋内消火栓（1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

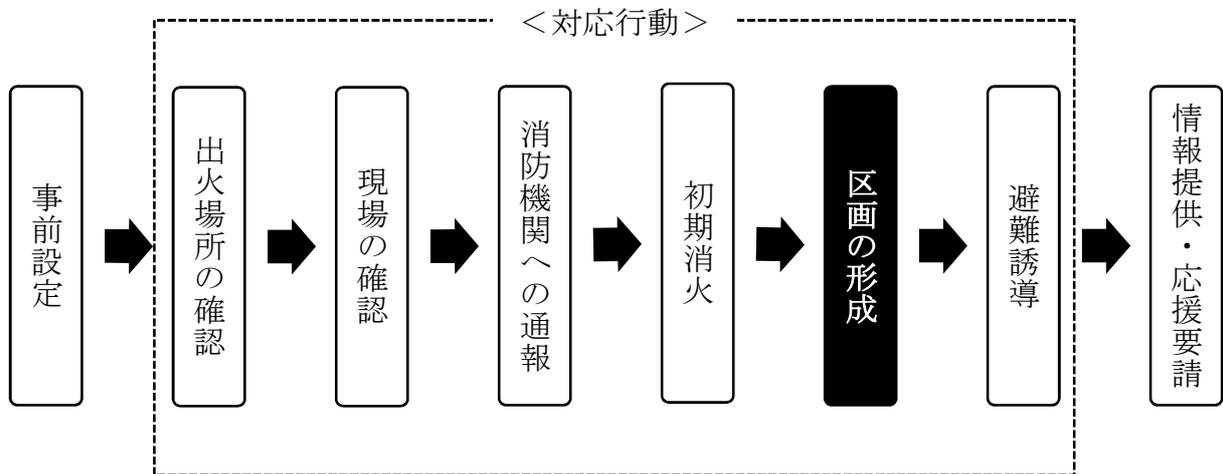
出火室を確認した者は、消火器又は屋内消火栓（消火担当が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(3) その他

ア 消火器は、放出体勢をとってから15秒間保持します。

イ 屋内消火栓設備の操作は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

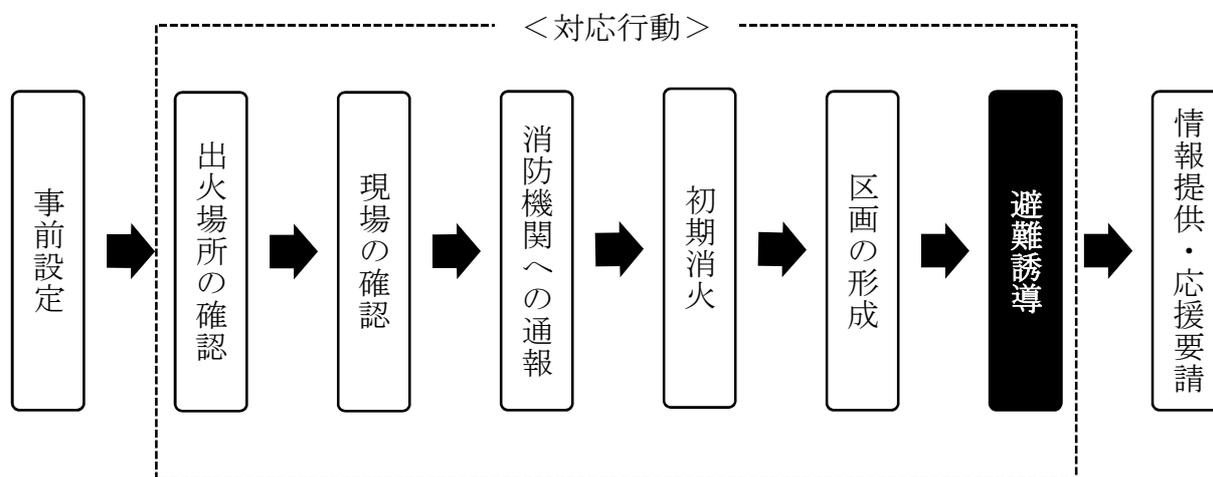
6 区画の形成



区画の形成

区画の形成基準（資料2-16）のとおり、訓練の進行状況に応じて区画を形成します。

7 避難誘導



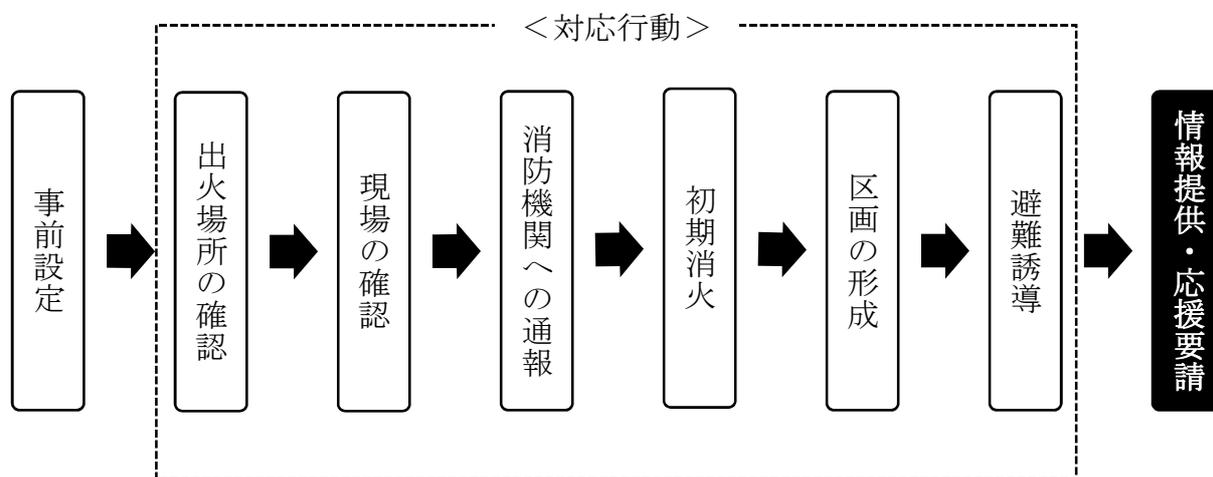
(1) 情報伝達

情報伝達及び避難誘導の基準（資料2-17）のとおり、情報伝達を行います。

(2) 避難誘導要領

情報伝達及び避難誘導の基準（資料2-17）のとおり避難誘導を行います。

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。なお、入所者等の名簿があれば提供します。

ア 出火場所：「〇〇階の〇〇室から出火しました。」

イ 入所者等の状況：「〇〇階に自力避難困難者〇名、自力避難可能者〇名います。」

ウ 避難の状況：「〇〇名、〇〇に一時避難しています。」

(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

9 その他

(1) 検証時間について

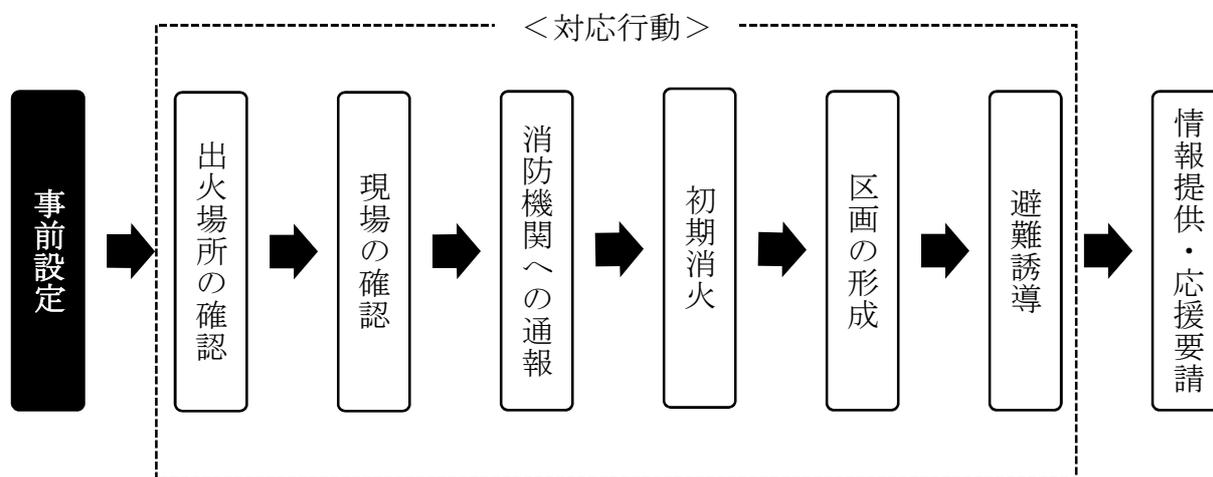
入所者全員が訓練に参加できず職員等ですべてが補完できない場合には、全員が参加した場合の対応行動完了時間を推定所要時間計算用紙(資料2-18)により算出することとし、当該推定所要時間を検証時間とします。

(2) 入所者の訓練参加について

社会福祉施設や病院は、身体の不自由な方などが入所していることから、訓練の参加については、状況に応じて、職員等が入所者の代わりに務めたり、ダミーを活用するなど、できるだけ実態に近い形で訓練を実施するようにして下さい。

第4 自衛消防訓練の検証要領 ～物品販売店舗～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-1）に記入します。なお、1(2)から(4)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

在館者及び従業員数を確認し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-1）表中「在館者等」欄及び防火管理体制実態調査記録表（資料3-2）に記入します。

なお、在館者数及び従業員数は消防法施行規則第1条の3により算定します。

また、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから在館者を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画の限界時間を限界時間の設定基準（資料3-3）により設定し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-4）に記入します。

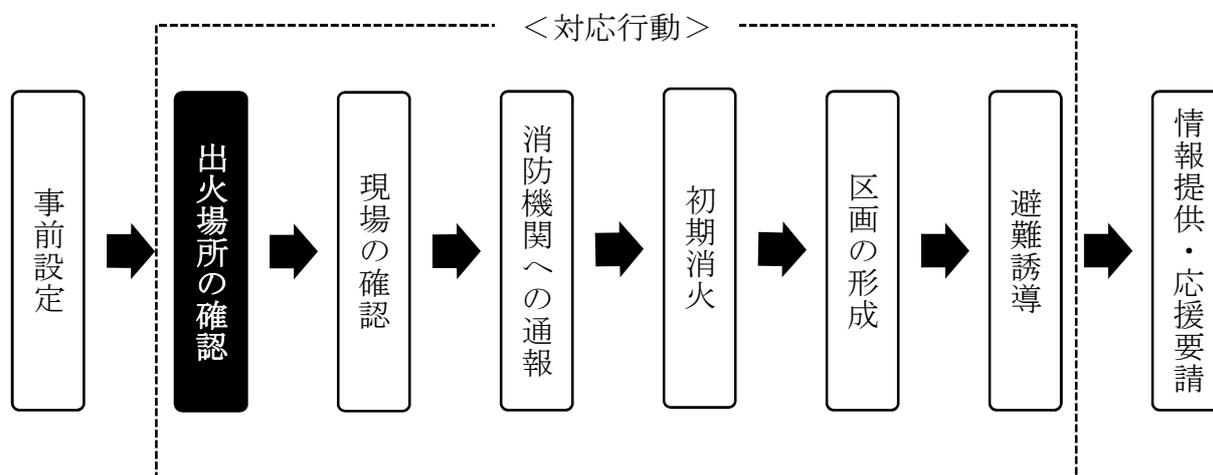
(4) 出火場所及び区画の設定

出火場所の設定及び区画の形成基準（資料 3 - 5）により出火場所及び防火区画を設定し、防火管理体制実態調査記録表（資料 3 - 4）に記入します。

(5) 対応行動基準の確認

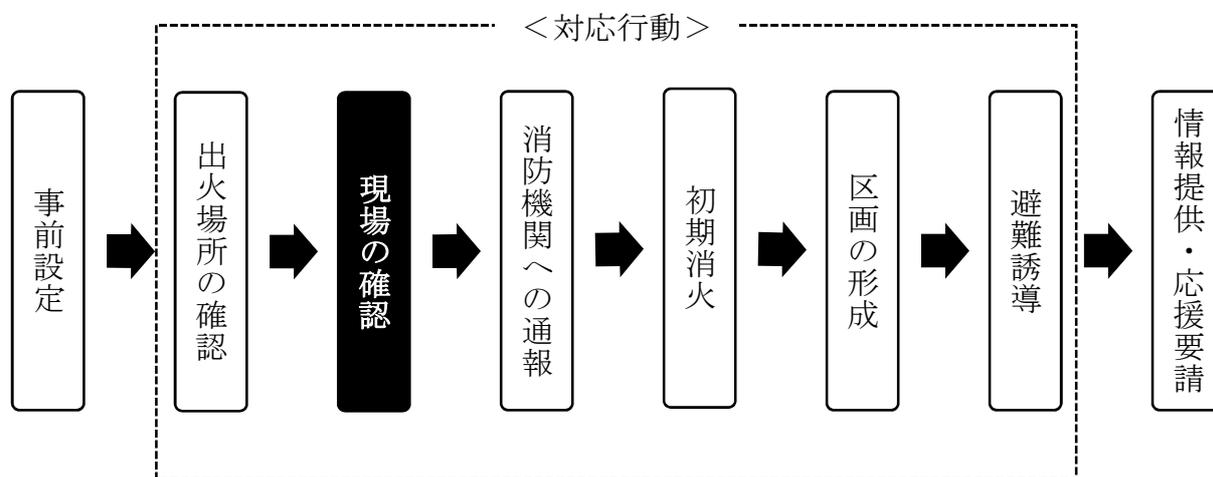
検証実施前に対応行動基準（資料 3 - 6）及び対応行動基準（資料 3 - 7）を確認します。

2 出火場所の確認



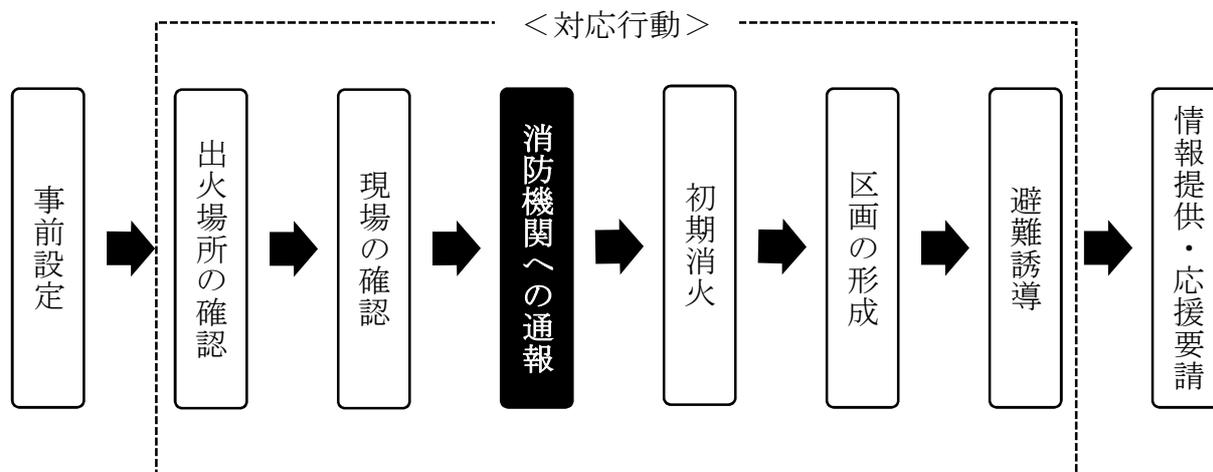
- (1) 防災センター勤務員及び各班員は、日常勤務の体制で待機します。
- (2) 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。
(「1(4) 出火場所及び区画の設定」で設定した「出火場所」に最も近い場所に設置されている感知器を作動させます。)
- (3) 防災センター勤務員は火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。（例：○階○側売場発報）

3 現場の確認



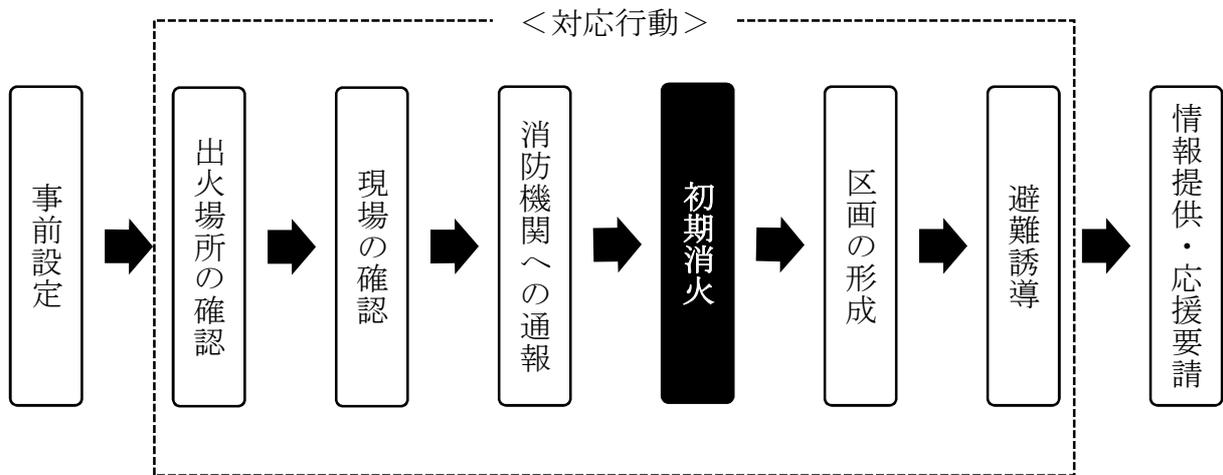
- (1) 防災センター勤務員は情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり各班員への火災発生の情報伝達を行い、発報場所に向かうように指示します。
- (2) 指示された班員は、発報場所を復唱し、向かいます。
- (3) 防災センター勤務員は、情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり在館者への情報伝達を行います。
- (4) 指示された隊員は、出火場所に到着後、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。
- (5) 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。
 - (ア) 非常用エレベーター・・・すべて使用可能
 - (イ) 非常用エレベーター以外・・・出火区画の直下階まで使用可能
(停電時最寄階停止装置付きに限ります。)
それより上階へは階段を使用すること。

4 消防機関への通報



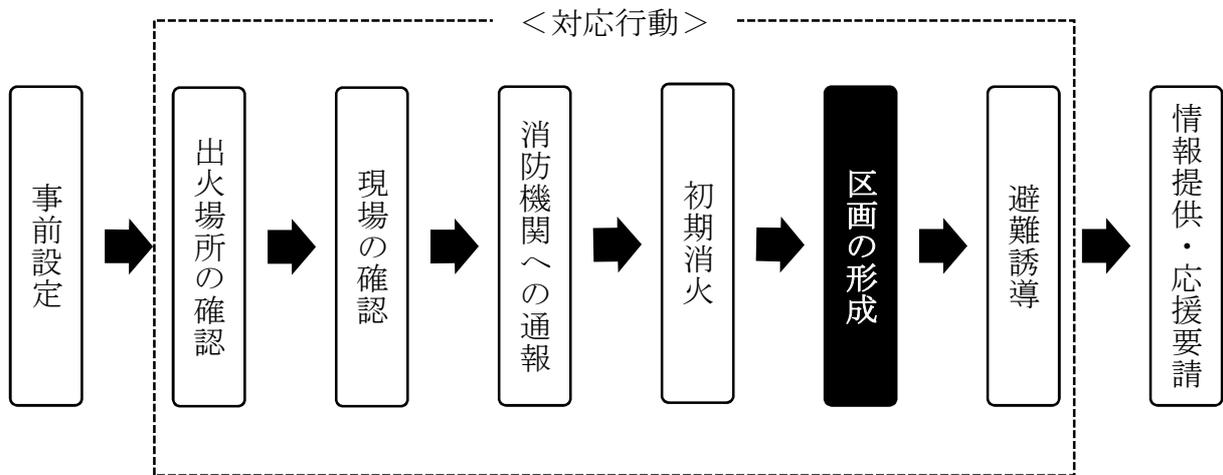
- (1) 通報班班員は、近くの内線電話、携帯電話等により防災センターへ連絡します。
(○階○側売場で火災発生)
- (2) 連絡を受けた防災センター勤務員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は消防機関への通報基準（資料3-9）のとおりです。
- (3) 消防機関へ通報後、情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり在館者へ非常放送を行います。
- (4) その他
火災通報装置（所在地、名称等を自動的に通報する装置）が設置されている場合は、押しボタン（起動スイッチ）を押して下さい。

5 初期消火



- (1) 消火班班員は、消火器又は屋内消火栓（消火班班員が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。
- (2) 消火器による場合は、放出体勢をとってから15秒間保持します。
- (3) 屋内消火栓設備による場合は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

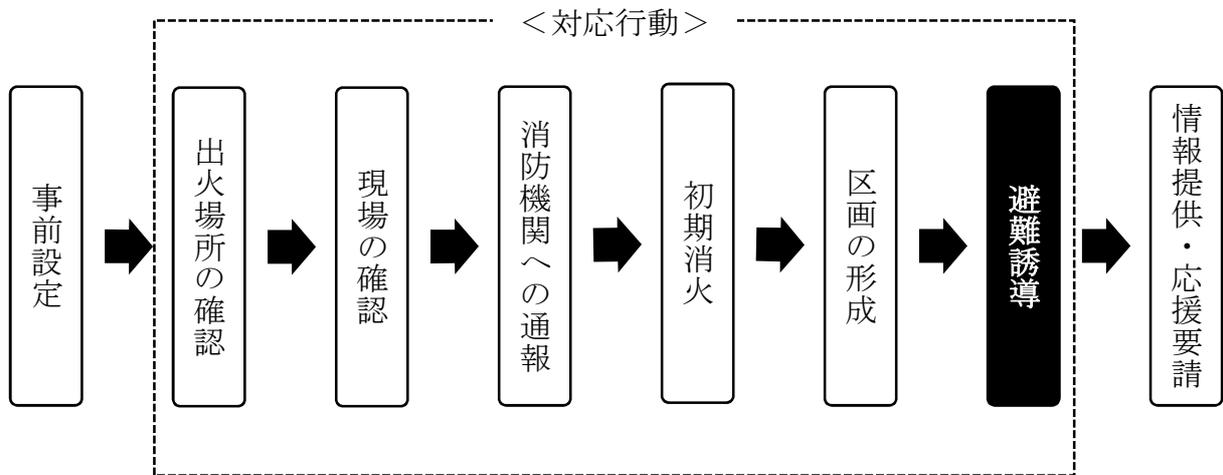
6 区画の形成



区画の形成

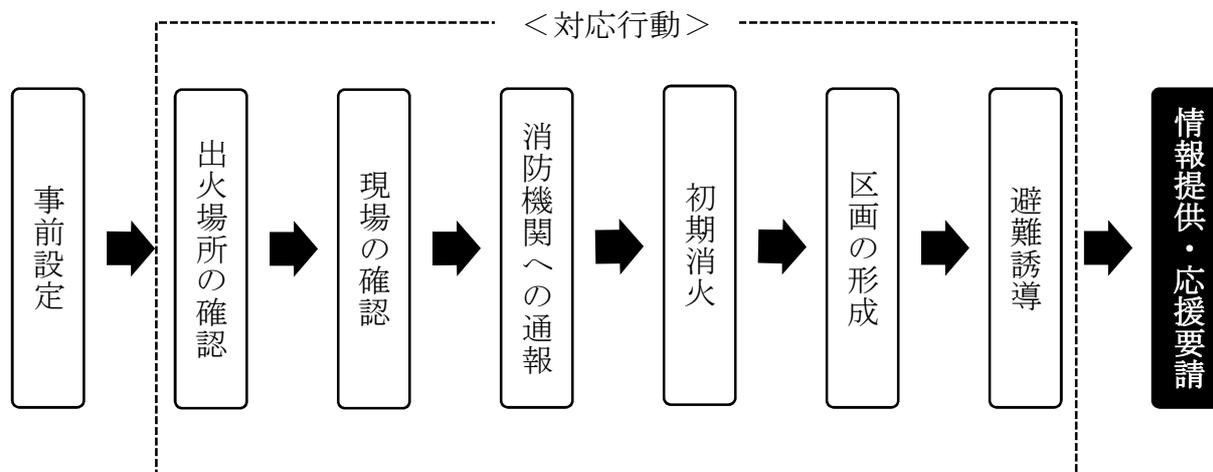
避難誘導班班員は、出火場所の設定及び区画の形成基準（資料3-5）のとおり、訓練の進行状況に応じて区画を形成します。

7 避難誘導



避難誘導班班員は、情報伝達及び避難誘導の基準（資料3－8）のとおり、避難誘導を行います。

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。

ア 出火場所：「〇階の〇〇から出火しました。」

イ 入所者等の状況：「〇～〇階（出火階等）の避難状況は〇〇です。」

ウ 自衛消防活動状況：「現在、自衛消防隊は、〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っております。」

(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

なお、消防機関へ通報する火災通報設備については、消防機関への通報だけでなく、予め任意に登録した関係の電話番号に対して自動的に連絡する機能があります。

9 検証時間について

検証対象物の実態に応じて、避難所要時間の計算要領（資料3-10）及び避難時間計算用紙（資料3-11）をもって算出し、当該避難所要時間を検証時間とします。

第5 夜間の防火管理体制を充実・強化するために

1 検証に適合した場合

検証訓練を実施した結果、対応行動が限界時間内に完了した場合は、検証に適合したこととなります。この結果については、検証実施者から検証実施当日に検証結果書※3が交付されます。また、後日、防火管理体制適合通知書※4により通知（送付）されます。

さらに、必要に応じて次のような指導がなされます。

(1) 消防計画の見直し

すでに届出されている消防計画と、検証訓練の際の対応行動が一致しているかどうかを確認する。

消防計画の中に定められている自衛消防の組織の編成及び任務どおりに訓練が行われていれば消防計画を見直す必要はありませんが、違っている場合には、必要に応じて見直す必要があります。

また、見直しをした結果、消防計画の内容に変更を生じた場合には、消防計画作成(変更)届出書(省令別記様式第1号の2、様式は札幌市公式HPに掲載)を所轄の消防署に提出してください。

(2) 編成を変えて実施する

検証は、建物の状況に合わせて避難等が最も困難となることが予想される場所を出火場所に想定して行う訓練ですので、訓練を行う範囲が限定されてしまいます。

しかし、実際の火災は、いつ、どこから発生するか分かりませんので、検証以外の訓練では、出火場所を変えて検証の場合とは違った自衛消防隊員による訓練を行う必要があります。

なお、検証以外のときにも、検証と同じ要領で訓練を行い、どんな編成においても適合できるよう自主訓練を行ってください。

2 検証に不適合の場合 自衛消防訓練を実施した結果、対応行動が限界時間内に完了しなかった場合は、検証不

適合となります。この結果については、検証実施者から検証実施当日に検証結果書※3が交付されます。また、後日、防火管理体制改善通知書※5が通知（送付）されます。

この場合には、以下の改善策を講じる必要があります。

(1) 改善の基本

防火管理体制改善通知書※5 及び 対応行動の改善に係る対策表※6 によりいくつかの改善策を提示しますが、最終的な改善策は、事業所が自ら人員、建物構造、経済性など諸般の事情により実現可能な改善策を選択することが基本となります。

(2) 改善の考え方

限界時間内に確実な火災対応行動を完了させるためには、次の方法があります。

ア 火災対応行動に要する時間の短縮化を図る検証では、自衛消防隊員が訓練に不慣れであったり、連携がうまくとれないなど無駄な行動が多いために限界時間を超えるというケースが多いです。

つまり、「対応行動に問題がある」ということですので、問題のある対応行動の部分訓練を行うなどして是正することができます。

ただし、この方法は、比較的対応が安易であるかわりに大幅な時間短縮は望めません。

イ 限界時間を延長する

火災対応行動に問題がない場合は、限界時間そのものを延長する必要があります。

この方法では、建物の構造、内装、設備等について変更を加える必要がありますので、経済的な負担や改善のための時間もかなり必要となることがありますが、自衛消防の組織に大きな変更を加えることなく対応行動を完了することができます。

さらに、単に時間の延長にとどまらず、火災対応行動の一部簡略化を副次的に期待できるなどの二重の効果が得られる場合もあり、効果的であるといえます。

(3) 改善の実施方法ア改善策の抽出

防火管理体制改善通知書※5 に添付されている 対応行動の改善に係る対策表※6 を参考として、改善可能な対策を抽出します。

この場合、限界時間を超えた時間に応じて対策を抽出してください。

また、改善策は、必ずしも対策表の中から選択しなければならないということではありません。イ改善計画書の提出

改善策が決定したならば、その内容について 防火管理体制改善通知書※5 に添付されている 防火管理体制改善計画書※7 により所轄の消防署に提出し、再検証についての打合せをしてください。

なお、防火管理体制改善計画書※7は、通知を受けた日から2週間以内を目処に提出してください。

ウ 再検証の実施

改善策が決定し、その対策が履行されたならば、再び検証を行います。

なお、改善策によっては、対策の履行に日数を要することもありますので、再検証の実施にあたっては、所轄消防署とよく相談のうえ実施してください。

※3	検証結果書	
	旅館・ホテル等	資料1-15
	社会福祉施設及び病院	資料2-19
	物品販売店舗等	資料3-12
※4	防火管理体制適合通知書	
	旅館・ホテル等	資料1-16
	社会福祉施設及び病院	資料2-20
	物品販売店舗等	資料3-13
※5	防火管理体制改善通知書	
	旅館・ホテル等	資料1-17
	社会福祉施設及び病院	資料2-21
	物品販売店舗等	資料3-14
※6	対応行動の改善に係る対策表	
	旅館・ホテル等	資料1-18
	社会福祉施設及び病院	資料2-22
	物品販売店舗等	資料3-15
※7	防火管理体制改善計画書	
	旅館・ホテル等	資料1-19
	社会福祉施設及び病院	資料2-23
	物品販売店舗等	資料3-16

第6 検証制度に関連する取扱い

1 検証訓練の取扱い

検証訓練は、初期消火、通報連絡及び避難誘導など火災発生時における一連の対応行動が、「限界時間」内に適切に行われていたかどうかを検証し、確認する制度です。従って、消防法により義務付けられている訓練の実施があったものとして取扱います。

※ 法令抜粋 消防法施行規則第3条（防火管理に係る消防計画）

第10項 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

第11項 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

2 検証訓練を実施する場合の届出

検証訓練を実施する場合、あらかじめその旨を「自衛消防訓練通報書」（様式は札幌市公式HPに掲載）により管轄の消防署へ届け出てください。

3 自動火災報知設備の非火災報対策

自動火災報知設備は、検証訓練において重要な役割を占めており、また、火災の早期発見に欠かせない設備です。

ところが、この自動火災報知設備は、火災以外の熱や煙によって作動する、いわゆる「非火災報」を発することがあります。これは、感知器が火災発生初期の段階で感知するように敏感にできているためですが、この他にも感知器の設置場所に適さない感知器を設置しているために作動する場合があります。

このため、受信機の電源を切ったり、ベルを「停止状態」にしていることが原因で、火災の発見が遅れ、多数の死傷者を出すという火災事例もありますので、「非火災報」が発生した場合には、その原因をきちんとつきとめ、適切に対処することが必要となります。

「非火災報」を防止するためには、次の方法があります。

- (1) 設置場所に適した感知器を設置する。
- (2) 一過性の熱や煙による作動を防止する蓄積式の作動方式にする。

(蓄積式受信機、蓄積式中継器又は蓄積付加装置の設置など)

詳細につきましては、施設の自動火災報知設備の整備・点検を行っている会社又は最寄りの消防署（予防課）へご相談ください。

4 その他

検証制度に関するご質問等は、最寄りの消防署へご相談下さい。

※ 札幌市内各消防署の連絡先

	所在地	連絡先
○ 中央消防署	中央区南4条西10丁目	215-2120
○ 北消防署	北区北24条西8丁目	737-2100
○ 東消防署	東区北24条東17丁目	781-2100
○ 白石消防署	白石区南郷通6丁目北	861-2100
○ 厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	892-2100
○ 豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	852-2100
○ 清田消防署	清田区平岡1条1丁目	883-2100
○ 南消防署	南区真駒内上町5丁目	581-2100
○ 西消防署	西区発寒10条4丁目	667-2100
○ 手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	681-2100